

## 宇都宮大学日光自然ふれあいハウス規程

制 定 平成20 規程第89号

(設置及び目的)

**第1条** 宇都宮大学農学部附属演習林日光演習林内に、宇都宮大学日光自然ふれあいハウス（以下「ハウス」という。）を置く。

2 ハウスは、宇都宮大学（以下「本学」という。）の学生及び国立大学法人宇都宮大学（以下「法人」という。）の職員等が日光及び日光周辺の自然を学び、体験し、教育・研究や社会貢献活動等を行う場を提供することを目的とする。

(使用の範囲)

**第2条** ハウスは、次の各号に掲げる場合の使用に供する。

- 一 本学の学生又は法人の職員が、本学の教育課程により実施する日光演習林における実験・実習又は教育・研究を行う場合
- 二 本学の学生又は法人の職員が企画する教育・研究又は社会貢献活動を行う場合
- 三 本学の学生又は法人の職員が自然体験活動を行う場合
- 四 他大学等の学生又は職員が、日光演習林における実験・実習又は教育・研究を行う場合
- 五 その他次条第1項に規定する者が適当と認めた場合

(管理運営)

**第3条** ハウスに所長を置き、学長をもって充てる。

2 所長は、ハウスの管理運営を掌理する。

(事務)

**第4条** ハウスに関する事務の総括は、財務部経理課の協力を得て、学務部修学支援課において処理する。

(雑則)

**第5条** この規程に定めるもののほか、ハウスの使用に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。